**（業務委託契約、指定管理協定用）**

**豊川市公契約条例に関するお知らせ**

|  |  |
| --- | --- |
| 契約案件名又は協定名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 |  |

この業務は、豊川市公契約条例が適用され、豊川市が定める労働報酬下限額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。また、受注者に雇用される労働者に関する労働環境確認書が市に提出されています。

（１）適用される労働者

|  |
| --- |
| ・事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等） |

（２）適用されない労働者

|  |
| --- |
| ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人 |
| ・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） |
| ・最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。） |
| ・適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者） |
| ・適用となる契約に係る業務に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者 |

（３）労働報酬下限額

　　適用労働者に支払われるべき１時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | １,０９４円 |

（４）申出をする場合の申出先

　　適用労働者は、労働環境に関する事実について、市長又は事業所に申し出ることができます。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出先 | | 住所 | 連絡先 |
| 受注者  (請負者） |  |  |  |
| 下請負者等 |  |  |  |
| 発注者 | 豊川市役所総務部  契約検査課 | 〒442-8601  豊川市諏訪１丁目１番地 | 0533-89-2178 |

※受注者・・・公契約を受注した者をいう。

※下請負者等・・・次に掲げる者をいう。

①下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者、その他市以外の者から公

契約に係る業務の一部を請け負う者又は受託する者

②受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者